

資料

令和4年第1回定例市議会議案
条例新旧対照表

議案第 1 号	藤井寺市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について 藤井寺市消防団員等公務災害補償条例の一部改正案	1
議案第 2 号	藤井寺市個人情報保護条例の一部改正について 藤井寺市個人情報保護条例の一部改正案	2
議案第 3 号	藤井寺市手数料条例の一部改正について 藤井寺市手数料条例の一部改正案	3
議案第 4 号	藤井寺市特別会計条例の一部改正等について 藤井寺市特別会計条例の一部改正案（第1条関係）	4
議案第 5 号	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案	5
議案第 6 号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について 職員の育児休業等に関する条例の一部改正案	6
議案第 7 号	藤井寺市立市民総合会館条例の一部改正について 藤井寺市立市民総合会館条例の一部改正案	8
議案第 8 号	藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について 藤井寺市国民健康保険条例の一部改正案	10
議案第 9 号	藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について 藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正案	12

議案第 1 号

藤井寺市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

○藤井寺市消防団員等公務災害補償条例（平成21年藤井寺市条例第18号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(権利の保護等) 第3条 (略) 2 損害補償を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p>	<p>(権利の保護等) 第3条 (略) 2 損害補償を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>

議案第 2 号

藤井寺市個人情報保護条例の一部改正について

○藤井寺市個人情報保護条例（平成11年藤井寺市条例第2号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 事業者 法人（国、独立行政法人等（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。</u>）及び地方公共団体を除く。）その他の団体及び個人の事業者をいう。</p> <p>(7)～(10) (略)</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 事業者 法人（国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条に掲げる独立行政法人等をいう。</u>）及び地方公共団体を除く。）その他の団体及び個人の事業者をいう。</p> <p>(7)～(10) (略)</p>

議案第 3 号

藤井寺市手数料条例の一部改正について

○藤井寺市手数料条例（昭和35年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
(略)			(略)		
(8) 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号） <u>第60条第1項</u> に規定する書面の交付において、 <u>第29条第1項</u> の許可を受ける必要がないことを証する書面の交付	1件	4,800円	(8) 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号） <u>第60条</u> に規定する書面の交付において、 <u>第29条第1項</u> の許可を受ける必要がないことを証する書面の交付	1件	4,800円

議案第 4 号

藤井寺市特別会計条例の一部改正等について

○藤井寺市特別会計条例（昭和39年藤井寺市条例第17号） 新旧対照表
（第1条関係）

改正後	改正前
<p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、<u>公共用地先行取得事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、公共用地先行取得事業特別会計を設置する。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（弾力条項の適用）</p> <p>第2条 <u>前条第1項</u>及び同条第2項第1号から第3号までに掲げる特別会計においては、地方自治法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができる。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、<u>次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。</u></p> <p><u>（1） 駐車場特別会計 駐車場事業</u></p> <p><u>（2） 公共用地先行取得事業特別会計 公共用地先行取得事業</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（弾力条項の適用）</p> <p>第2条 <u>前条第1項各号</u>及び同条第2項第1号から第3号までに掲げる特別会計においては、地方自治法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができる。</p>

議案第 5 号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号） 新旧対照表

改正後		改正前	
別表（第2条、第4条関係）		別表（第2条、第4条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
市立学校いじめ問題専門委員会調査員	日額 9,500円 時間額（調査の実施、当該調査により収集した情報の検証又は調査の結果に係る報告書の作成に関する業務に従事する場合） 9,500円	市立学校いじめ問題専門委員会調査員	日額 9,500円 時間額（調査の実施、当該調査により収集した情報の検証又は調査の結果に係る報告書の作成に関する業務に従事する場合） 9,500円
学校運営協議会委員	日額 3,000円	青少年指導員	年額 30,000円
青少年指導員	年額 30,000円	(略)	
(略)		選挙長及び開票管理者	日額 13,000円
選挙長及び開票管理者	1回につき 13,000円	選挙立会人及び開票立会人	1選挙につき 12,000円
選挙立会人及び開票立会人	1回につき 12,000円	(略)	
(略)			

議案第 6 号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○職員の育児休業等に関する条例（平成4年藤井寺市条例第4号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) (略)</u></p> <p>イ・ウ (略)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(ウ) (略)</u></p> <p>イ・ウ (略)</p>
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）とする。</p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）とする。</p> <p><u>(1) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める</u></p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</u></p> <p><u>第12条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p><u>第13条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</u></p> <p><u>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> <p>(委任) <u>第14条 (略)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>非常勤職員</u></p> <p style="text-align: center;">(委任) <u>第12条 (略)</u></p>

議案第 7 号

藤井寺市立市民総合会館条例の一部改正について

○藤井寺市立市民総合会館条例（平成14年藤井寺市条例第12号） 新旧対照表

改正後					改正前				
(使用料) 第12条 (略) 2・3 (略) 4 許可を受けて会館を目的外に使用するとき、藤井寺市公有財産管理規則（昭和50年藤井寺市規則第10号）で定める使用料を市長に納付しなければならない。					(使用料) 第12条 (略) 2・3 (略) 4 許可を受けて会館を目的外に使用するとき、 <u>別表第3</u> 又は藤井寺市公有財産管理規則（昭和50年藤井寺市規則第10号）で定める使用料を市長に納付しなければならない。				
別表第1（第12条関係）					別表第1（第12条関係）				
使用時間区分	午前	午後	夜間	全日	使用時間区分	午前	午後	夜間	全日
種別	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	種別	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
(略)					(略)				
多目的室	2,660	3,610	4,370	8,670	多目的室	2,660	3,610	4,370	8,670
フリールーム	2,120	2,850	3,800	7,900	和室A	1,700	2,280	3,040	6,320
和室A	1,700	2,280	3,040	6,320	(略)				
(略)									

改正後	改正前	
	別表第3（第12条関係） 目的外使用料	
	種別	使用料
	本館喫茶室	月額 50,000円

議案第 8 号

藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について

○藤井寺市国民健康保険条例（昭和36年藤井寺市条例第8号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第19条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、<u>第13条又は第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第13条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。</u></p> <p>2 <u>第13条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第13条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第13条の5」とあるのは「第13条の6の5又は第13条の6の8」と、「<u>第13条第2項</u>」とあるのは「<u>第13条の6の5第2項</u>」と、第2項中「<u>第13条第3項</u>」とあるのは「<u>第13条の6の5第3項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 <u>当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>第13条又は第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第13条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額</u></p>	<p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第19条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条又は第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。</p> <p>2 第13条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、<u>第13条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第13条の5」とあるのは「第13条の6の5又は第13条の6の8」と、第2項中「<u>第13条</u>」とあるのは「<u>第13条の6の5</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 <u>当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条又は第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（同条第2項において準用する第13条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。</u></p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>第1号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第13条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）</u></p> <p>5 <u>第13条第3項</u>の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、<u>第13条第3項</u>の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</p> <p>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第13条の5」とあるのは「第13条の6の5又は第13条の6の8」と、「第13条第2項」とあるのは「第13条の6の5第2項」と、第5項中「<u>第13条第3項</u>」とあるのは「<u>第13条の6の5第3項</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>5 <u>第13条第2項及び第3項</u>の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、<u>第13条第2項及び第3項</u>の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</p> <p>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第13条の5」とあるのは「第13条の6の5又は第13条の6の8」と、「<u>同条第2項</u>」とあるのは「<u>同条第3項</u>」と、「第13条第2項」とあるのは「第13条の6の5第2項」と、第5項中「<u>第13条</u>」とあるのは「<u>第13条の6の5</u>」と読み替えるものとする。</p>

議案第 9 号

藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について

○藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例（平成16年藤井寺市条例第14号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定による対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、この条例による医療費（第3号及び第4号に該当する者にあつては、入院時食事療養費（病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護と併せて行うものに限る。次条第1項において同じ。）を除く。）の助成を受けることができない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和55年藤井寺市条例第23号）<u>の規定</u>により医療証の交付を受けている者</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は規則で定める医療保険に関する法律（以下「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合（生活療養に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主又は組合員であつた者を含む。）又は医療保険各法による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。）が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定による対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、この条例による医療費（第3号及び第4号に該当する者にあつては、入院時食事療養費（病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護と併せて行うものに限る。次条第1項において同じ。）を除く。）の助成を受けることができない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和55年藤井寺市条例第23号）により医療証の交付を受けている者</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は規則で定める医療保険に関する法律（以下「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合（生活療養に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主若しくは組合員であつた者を含む。）又は医療保険各法による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員若しくは加入者であつた者を含む。）が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(申請)</p> <p>第6条 この条例の適用を受けようとする対象者の保護者又は<u>成年に達した対象者</u>（以下「<u>対象者の保護者等</u>」という。）は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。</p> <p>2 第9条第1項ただし書による医療費の助成を受けようとする対象者の<u>保護者等</u>は、規則で定めるところにより市長に月単位で申請しなければならない。</p> <p>(助成の決定等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、前2項の規定により医療費の助成を行わないことを決定したときは、速やかに<u>当該対象者の保護者等</u>にその旨を通知するものとする。</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第9条 子どもの医療費の助成は、助成する額を市長が当該医療機関に支払うことにより行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、助成する額を受給者の<u>保護者又は成年に達した受給者</u>（以下「<u>受給者の保護者等</u>」という。）に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。</p> <p>(第三者の行為による被害の届出)</p> <p>第10条 医療に関する給付の事由が第三者の行為によって生じたもので当該給付に対して、医療費の助成を受け、又は受けようとする受給者の<u>保護者等</u>は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、直ちに市長に届け出なければならない。</p> <p>(届出義務)</p> <p>第14条 受給者の<u>保護者等</u>は、住所、氏名その他規則で定める事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。</p>	<p>(申請)</p> <p>第6条 この条例の適用を受けようとする対象者の保護者<u>（婚姻により成年に達したものとみなされる対象者にあつては、当該対象者。以下同じ。）</u>は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。</p> <p>2 第9条第1項ただし書による医療費の助成を受けようとする対象者の<u>保護者</u>は、規則で定めるところにより市長に月単位で申請しなければならない。</p> <p>(助成の決定等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、前2項の規定により医療費の助成を行わないことを決定したときは、速やかに<u>対象者の保護者</u>にその旨を通知するものとする。</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第9条 子どもの医療費の助成は、助成する額を市長が当該医療機関に支払うことにより行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、助成する額を受給者の保護者<u>（婚姻により成年に達したものとみなされる受給者にあつては、当該受給者。以下同じ。）</u>に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。</p> <p>(第三者の行為による被害の届出)</p> <p>第10条 医療に関する給付の事由が第三者の行為によって生じたもので当該給付に対して、医療費の助成を受け、又は受けようとする受給者の<u>保護者</u>は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、直ちに市長に届け出なければならない。</p> <p>(届出義務)</p> <p>第14条 受給者の<u>保護者</u>は、住所、氏名その他規則で定める事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。</p>

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>(事実の調査)</p> <p>第15条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする対象者の<u>保護者等</u>に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。</p> <p>(報告等)</p> <p>第16条 市長は、助成にあたり必要があると認めるときは、受給者の<u>保護者等</u>に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者の<u>保護者等</u>その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。</p> <p>(助成の制限)</p> <p>第17条 市長は、受給者の<u>保護者等</u>が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(事実の調査)</p> <p>第15条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする対象者の<u>保護者</u>に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。</p> <p>(報告等)</p> <p>第16条 市長は、助成にあたり必要があると認めるときは、受給者の<u>保護者</u>に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者の<u>保護者</u>その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。</p> <p>(助成の制限)</p> <p>第17条 市長は、受給者の<u>保護者</u>が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。</p>

